

2025 年度（令和 7 年度）

逗子海水浴場事業者・利用者ルール

2025 年（令和 7 年） 5 月

逗 子 市

目 次

	ページ
I 基本事項	・・・ 1
II 建築期間及び解体期間	・・・ 3
III 海水浴場の開設	・・・ 5
IV 海の家営業に関するルール	・・・ 6
V 逗子海岸営業協同組合の事務局体制と業務	・・・ 11
VI 海水浴場利用者に関する注意事項及びルール	・・・ 15
VII 関係機関連絡先	・・・ 17
VIII 参考資料	・・・ 17

I 基本事項

1 目的

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例(以下「条例」という。)第3条、及び神奈川県作成の海水浴場ルールに関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づく「逗子海水浴場の運営に関する検討会」(以下「検討会」という。)での協議を経て、公共的性格を十分留意し、安全で快適な海水浴場を維持することを前提としたうえで、にぎわい・魅力も創出することを目的とする。

2 協議関係者 逗子海水浴場の運営に関する検討会

3 海岸占用・海水浴場開設期間等

(1) 海水浴場開設期間

令和7年6月27日(金)から8月31日(日)まで 66日間
開場時間は9時から17時まで

(2) 占用期間 令和7年5月26日(月)から9月21日(日)まで

(3) 建築期間 令和7年5月26日(月)から6月26日(木)まで

(4) 解体期間 令和7年9月1日(月)から9月19日(金)まで

※必ず建築期間内に内装を除いた工事を終了する。ただし、内装工事であっても大規模な資材の運搬を伴うものは不可とする。

また、解体工事は全ての解体作業を原則として9月15日(月)までに終了する。

※公共の海岸を利用することを踏まえ、排水など環境に対しての配慮を最大限行う。

4 逗子海水浴場事業者・利用者ルール遵守について

市や逗子海岸営業協同組合(以下「組合」という。)だけでなく、検討会メンバーや市民など**多くの人が常に海水浴場を注意深く見守っていることが重要。**

逗子海水浴場事業者・利用者ルール(以下「ルール」という。)違反を出さないために、組合員及び海の家に対してルールの周知・徹底を重視する。

ルールの周知については、市や組合、検討会メンバーなどの関係各所の連携のもと進める。海水浴場への道中やホームページ等での事前周知を行い、特に砂浜での飲酒については、酒類の持ち込みをさせないために近隣商店や海水浴場入口での周知を行う。

ルール違反が発生した場合は、10～11ページの体制に基づき対応する。

5 組合内におけるルール等の周知徹底について

組合が全員で一丸となってルールを認識、遵守して、違反を防ぐためには、ルールの周知徹底が重要となるので、次の取り組みを行う。

- ① 海の家のお店受付時にルールを周知し、誓約書にはそれを遵守すること及び場合によっては海岸組合定款により除名処分となること等を記載する。
- ② 建築・解体期間についても、各店との連携、コミュニケーションをとり、各店舗へ組合理事が直接説明を行っていく。また、海岸中央入り口に海の家工事関係者向けの分かり易い注意看板を設置し、ルール周知と安全確保を行う。
- ③ 飲酒の際には節度を保つことを前提とし、泥酔者は出さないことを海岸組合が宣言し、店頭に掲示する。また、条例により海の家以外では飲酒出来ないことの周知及び飲酒後の遊泳の危険性を啓発する看板を作成し、設置する。
- ④ 飲酒後に水上オートバイを操縦することの危険性を啓発するため、水上オートバイ

操縦者への酒類提供を行わない旨を記載した掲示物を設置する。

- ⑤ 店内に従業員向けの分かり易いルールを掲示し、アルバイト等の末端従業員にまでルールが周知できるようにする。
- ⑥ 店舗の責任者等を分かり易くするために、海の家・屋号・営業種目・組合員・店長の名前を記載した出店者証を、店の敷地外から見てもわかるよう掲示する。また、組合員の顔写真一覧を事務所に配置する。
- ⑦ 水着で街中を歩かないように呼び掛ける看板を砂浜各入り口に設置し、また海岸組合が毎年発行しているチラシに条例に関する項目を記載する。
- ⑧ 通報受付窓口の連絡先を記載した掲示物を設置する。

Ⅱ 建築期間及び解体期間

- 1 建築期間 令和7年5月26日（月）から6月26日（木）まで
 解体期間 令和7年9月1日（月）から9月19日（金）まで
 海岸への車両乗り入れ時間 7時から20時まで

2 海の家関係者及びすべての工事関係者の注意事項

（1）共通事項

- ①建築期間及び解体期間の海岸利用は、建設・解体工事作業に限る。レジャー（バーベキュー、マリンスポーツ等）は禁止する。
- ②建築期間及び解体期間には、海の家関係者及びすべての工事関係者の目に付きやすい場所にルールを掲示する。
- ③建築期間及び解体期間においても、事業者のルール違反に対する処分は海水浴場開設期間中の扱いと同様とする。
- ④自然災害等により、やむを得ず建築期間又は解体期間、車両乗り入れ時間を延長する必要がある場合には、組合と市で協議し、その結果を周知する。
- ⑤海を家の建築・解体の際の工事に伴う騒音については、近隣住民への説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用する等、配慮する。

（2）車の乗り入れ、搬入・搬出に関する事項

- ①**必ず建築期間内に内装を除いた工事を終了する。ただし、内装工事であっても大規模な資材の運搬を伴うものは不可とする。**
また、解体工事は全ての解体作業を原則として9月15日（月）までに終了する。
 期間外の工事車両の進入はできない。
- ②海岸へ車を乗り入れる際には、国道134号地下通路を使用し、海岸管理者（神奈川県横須賀土木事務所）の許可番号を記載した海岸組合発行の海の家関係許可車両証（下記参照）を車両に表示する。車両証がない車両は進入できない。

令和 7 年 月 日付 神奈川県横須賀土木事務所許可済 神奈川県指令須土第 号			
令和7年度			
海の家関係許可車両証			
屋 号		○ ○ ○ ○ ○	
連絡先		○○○-○○○-○○○○	
乗入可能時間			
5月	日～6月	日	7時～20時
6月	日～8月	日	5時～8時30分、18時30分～21時
9月	日～9月	日	7時～20時
令和 年 月 日			
逗子海岸営業協同組合 印		046-871-3850	

- ③海岸へ乗り入れできる車は、海の家工事関係車両のみとする。工事関係車両は工事現場に駐車し、必要最低限の台数とする。
- ④一般車両の進入防止のため、**毎回の出入りの際に必ず車止めを戻すことを徹底する。**
- ⑤国道134号地下通路付近には、海岸利用者の通行の妨げとなるため絶対に駐車しない。
- ⑥海岸入口では一時停止し安全確認する。海岸に車を乗り入れる際は、周囲の安全確保、誘導を行い、十分周囲に注意し徐行して安全運転に努める。海の家関係者同士で積極

的に声掛けを行い、事故防止に努める。

- ⑦国道 134 号線より資材の搬入搬出を行う際には、警察による道路の許可を取るとともに許可時間内に作業を行い、渋滞や騒音等のトラブルを発生させないようにする。
- ⑧土・日・祝日は海岸利用者が多いことが予想されるため、海岸入口に警備員等を配置し、安全管理に努める。

(3) 砂浜での注意事項

- ①砂浜では廃材等を埋める、燃やす、海岸のごみ箱へ捨てる等の行為を絶対にしない。
- ②砂の中に埋設した物（杭や浸透ます等）は掘り起こしてすべて撤去し、また、釘や針金等放置すると危険なものは注意して回収し、砂浜にはできるかぎり残さない。砂中に隠れているねじや釘は、磁石等で回収する。
- ③クレーンにより作業する場合は、警備員を配置し事故にならないよう周囲に対し細心の注意を払い、海岸利用者が危険を感じる事のないようにする。ただし、車両積載型トラッククレーン（いわゆる「ユニック」）により作業する場合は、警備員を要しない。
- ④建築・解体工事期間中は、建築資材・廃材を占用区域外には置かない。やむを得ず占用区域外に置かざるを得ない場合には、他の海岸利用者の通行等の妨げにならないよう、必要最低限にとどめる。
- ⑤台風等の荒天に備え、安全対策や器材等の散乱対策に万全を期す。
- ⑥占用許可の期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、原状回復を徹底する。なお、占用期間後に撤去漏れが発見された場合は、直ちに撤去を行う。

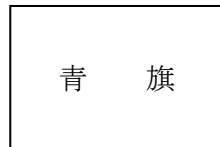
Ⅲ 海水浴場の開設

- 1 海水浴場開設期間 令和7年6月27日（金）から8月31日（日）まで 66日間
- 2 開場時間 9時から17時まで
（ライフガードによる監視時間）

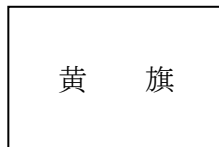
- 3 海水浴客の安全・事故防止について

海水浴場での事故を防ぐため、次のことを行う。

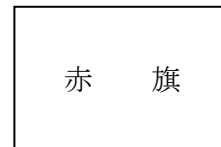
- ①開場時間中、海岸東・中央・西の3カ所に次のいずれかの標旗を掲げる。



（遊泳可）



（遊泳注意）



（遊泳禁止）

- ②遊泳区域をロープ、ブイで区画し、砂浜には注意看板を設置する。
- ③開場時間中の海水浴場区域内へのボート、ウインドサーフィン、サーフィン、スタンダードアップパドルボード、ヨット、モーターボート、水上オートバイ、バナナボート等の乗り入れ及び砂浜への持ち込みを禁止する。なお、監視員が使用する救難活動用の水上オートバイ、レスキューボードについては除外する。
 - ・ゴム製のボートは乗り入れ可とするが、オールの使用は禁止する。
 - ・ボディボードについては、長さが1.2mを超えないもの及びプラスチック等の硬い部分がついていないもののみ使用可能とする。また、足ひれとの併用は禁止する。
 - ・スキムボードの使用は禁止する。
 - ・これに類した行為（遊泳区域区画ロープへの係留等）も、危険防止のため禁止する。
- ④監視船による海水浴場の監視活動は水上オートバイで行うため、監視所前に幅約7メートルの監視船専用通路を設置する。
- ⑤地震、津波対策の避難案内ポスターを作成し、各海の家に配布する。
- ⑥開場時間中、海水浴場区域内には安全衛生と危険防止のため、犬等の動物の持ち込みを禁止する（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）。ただし、ケージに入れて持ち込む場合又は休場中はこの限りではない。
- ⑦海水浴客に対し、次の放送を適宜行う。
 - ・海水浴客への注意事項
 - ・迷子の呼出し
 - ・その他必要がある場合※上記の安全・事故防止等に関する放送を妨げない範囲において、海水浴場活性化や観光情報等に関する放送を行うことができる。

- 4 海水浴場マナーアップ警備について

条例及び安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の遵守、県海水浴場条例に基づくたばこの注意等を行うため、市が警備会社に委託してマナーアップ警備を実施する。

警備期間：6月27日（金）から8月31日（日）まで

警備時間：原則9時から21時まで

また、検討会メンバー、市、市委託のマナーアップ警備員等が実施するパトロール及び合同パトロールについて、市は計画し、調整を行う。

IV 海の家営業に関するルール

すべての事項について、逗子海岸営業協同組合員は必ず理解し、従業員にも周知徹底させて、ファミリー客に配慮するよう努める。

全従業員にルールが徹底されるよう、わかりやすくルールを記載したものを、従業員の目に付く場所に掲示して、組合としてもルールの順守状況を確認する。

1 営業に関する注意事項及びルール

(1) 営業期間 海水浴場開設期間と同じ

(2) 営業時間

①原則

閉店時間 20 時 00 分

※市長が条例、規則及び逗子海水浴場事業者・利用者ルールを遵守していないと認める海の家は、18 時 30 分までとする。(イエローカードが 11 ページに記載のとおり発行された場合など)

閉店 60 分前には、利用者に閉店時間を周知するとともに、閉店時、利用者が店内に残っている場合には、速やかに退出させるようにすること。ラストオーダーについては閉店後に利用者が残らないように配慮した時間帯を各海の家で決定し、利用者に向けて周知及び店内へ案内掲示等を行うこと。また、閉店後の従業員の活動は、後片付けや食事など必要最小限にとどめる。

②試行実施

ア 閉店時間 21 時 00 分 (20 時 00 分以降は海を家の BGM を流さない)

イ 試行期間 ・令和 7 年 8 月 1 日 (金) から 8 月 17 日 (日) まで
・逗子市及び逗子市観光協会が主催、共催又は後援するイベントが 19 時以降まで開催される見込みのある日

ウ 目的

- ・日中の暑さを避けて、夕涼みのニーズが高まっていることから、地域住民の生活環境や海水浴場内の風紀を維持しつつ、より多くの市民に海水浴場に親んでもらい、魅力を高めていく方策となり得るかを検証するため。
- ・南海トラフ地震臨時情報の影響や地域住民への周知不足の指摘もあり、十分な検証ができていないことを踏まえ、取組を継続し、検証する。

エ マナーアップ警備

- ・試行期間中、組合は 21 時 00 分から 22 時 00 分までの間、警備員を配置し、市職員と協力して、海岸及び近隣の街中のマナーアップ警備を実施すること。ただし、荒天等により 21 時 00 分まで営業しない場合は除く。

オ 試行の中止

- ・試行期間中の 20 時 00 分から 21 時 00 分までの間、V. 3 の違反行為に対する処分 (11~12 ページ) が行われた場合は、直ちに試行実施を中止する。
- ・試行期間中に閉店時間を 21 時 00 分にしたことにより、地域住民の生活環境に大きな影響が出ているなど、試行実施を継続できないと総合的に市が判断した場合は、直ちに試行実施を中止する。

(3) クラブ化の禁止

クラブ化の形態による営業を禁止する。「クラブ化」の定義については、ガイドラインによるものとする。

(4) ライブハウスの禁止

ライブハウスの形態による営業を禁止する。

(5) イベントの禁止

音楽イベント及び不特定多数の観客を集める目的で行うイベントは原則禁止とする。ただし、次の場合はこの限りではない。

①結婚パーティーにおける音楽演奏(BGMを含む)及び団体利用時におけるマイクの使用は、開催の2週間前までに海岸組合を経由して市に申請をし、市及び海岸組合が内容を確認した上で市が許可した場合。

②試行的イベント

次の目的に合致し、全ての条件を満たした場合。なお、実施にあたっては、検証に必要な音楽及び音楽以外のイベント双方を行うものとし、実施回数は、必要最小限とする。また、同時時間帯のイベントは1つとし、音楽イベントに限っては1日に実施するイベント回数は、1回までとする。

ア 目的

- ・安心安全な海水浴場を維持できているものの、来場者が減少している課題があることから、地域住民の生活環境や海水浴場内の風紀を維持しつつ、ファミリービーチにふさわしいのはどのようなイベントかを検証するため。
- ・昨年度行われた試行的イベントは、実施ジャンルに偏りがあり、どのようなイベントが風紀を維持し、ファミリービーチとしての魅力を高める方策となり得るか十分な検証ができていないことから、様々なジャンルを実施・検証する必要があるため取組を継続する。

イ 条件

【共通事項】

- ・ファミリービーチとしての魅力を高めることを目的としたイベントであること。
- ・海岸組合と海の家が共催で開催し、海岸組合の管理のもと行うこと。
- ・実施時間は9時00分から19時00分までの間とすること。
- ・イベントの開催を予定している海の家は、開催月の前月10日までに海岸組合を経由して市に申請をし、市及び海岸組合が内容を確認した上で市の許可を得ること。
- ・イベントを実施する海の家は、市及び海岸組合からの指導に従うこと。

【音楽イベントに関する特記事項】

- ・音楽イベントは観客が着席して鑑賞する弾き語り形式を基本とすること。
- ・音楽イベントの申請があった際、市は関係機関に送付し、イベントを実施する海の家は関係機関からの指導に従うこと。
- ・観客に発声やダンスを求めて盛り上げようとするなど、あおるような行為は厳に慎むこと。
- ・マイクや機材等の音量は地域住民に最大限配慮し、イベント中であっても海岸組合及び市の指導に従うこと。

ウ イベントの中止

- ・イベント実施時にV.3の違反行為に対する処分(11～12ページ)が行われ

た場合や、市及び海岸組合の指導に従わなかった場合は、当該イベントを中止する。

※イベントの定義

イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。

また、音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に附帯して行われるものも含む。

(6) 騒音対策

- ①海の家の中に出力をしぼった重低音を発生させないスピーカーを設置して、BGMを流すことについて、市長が特別の理由があると認めた場合とみなし、許可する。
- ②海の家は、海水浴場利用者・海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう騒音対策を行う。
- ③組合が貸与又は許可する音量制限のあるスピーカー以外の音響機器の使用は認めない。組合主催の説明会に参加し、指定のスピーカーを使用する場合に限り、BGMを流すことができる。スピーカーについては組合指定の位置・向きに限定する。

(7) 反社会的勢力の排除の徹底

- ①組合及び現地営業責任者は、海の家の運営にあたり、暴力団などの反社会的な勢力（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止する。
- ②組合は、暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海の家の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成させる等の必要な措置を講じる。

(8) 風紀上の対策

- ①海の家の従業員は、刺青、タトゥー等の露出はしない。（**条例第4条**）
- ②酒類・タバコを販売する際に、購入者が20歳未満であると思料するときは、身分証明書等により年齢を確認したうえで販売する。
- ③店舗内でのアルコール類の提供にあたり、泥酔者を発生させないよう努め、また泥酔者にはアルコール類の提供を行わない。
- ④提供したアルコール類は店舗内から砂浜へ持ち出さないよう注意喚起をする。
- ⑤飲酒をした客に、遊泳しないようにポスターや声かけ等の注意喚起をする。
- ⑥飲酒後に水上オートバイを操縦することによる事故防止のため、水上オートバイ操縦者への酒類提供を行わない。また、その旨を記載した掲示物を設置し、声かけ等の注意喚起をする。
- ⑦店舗内で他者を畏怖させる入れ墨・タトゥーを露出しないよう客に注意喚起をする。客が明らかに注意を聞き入れない等、店舗側において対応が困難な場合は、マナーアップ警備員に通報する。
- ⑧店舗内において、大声で騒ぐ、威嚇、若しくは喧嘩等のトラブル等の発生を未然に防止するよう努める。店舗側において対応が困難な場合は、速やかに警察に通報する。
- ⑨強引な客引きは行わない。

⑩店舗内及び店舗周辺での違法薬物の使用について、徹底した防止に努める。

(9) ごみの処理及び清掃

- ①海の家は、自身の店の前から波打ち際までの砂浜を毎日清掃する。
- ②組合は、海を家の営業に伴い発生するごみについて、ごみ収集業者と契約を結ぶなど適切な処理を行う。
- ③組合は、台風などの荒天時に、大量のごみや廃棄物が発生した場合には、放置することなく、速やかにごみ収集業者に連絡し、処理を行う。
- ④ビーチクリーンに積極的に参加し、逗子海水浴場の美化に努める。
- ⑤海岸に設置したごみ箱へは、海の家から出た事業系のごみを絶対に入れない。建設・解体時も同様とする。

(10) 適切な排水等の処理

- ①海の家は、排水を浸透ますで処理する場合には、公衆衛生の確保のため、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とする。
- ②海の家は、廃油を廃棄物として別に処理することや、グリストラップ（油水分離槽）を設置する等により排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用することなどにより、環境負荷の軽減に取り組む。

(11) 災害・荒天時の対応

- ①海の家は、地震等の災害発生に備え、従業員に避難誘導手段の周知徹底を図るとともに、「逗子市津波ハザードマップ」を海の家において利用者が認識しやすい場所に掲示する。
- ②避難場所や避難誘導の手順について、市やライフセーバー等の関係者との連携を図る。
- ③台風等の荒天に備え、安全対策や器材等の散乱対策に万全を期す。特に平均風速20m/s以上が予想される場合にはテラス席の備品を全て撤去する。

(12) 苦情対応等

- ①組合及び海の家は、海を家の運営に関して、海水浴場利用者や地域の住民等から要望・苦情があった場合には、丁寧に対応する。
- ②海を家の組合員は、現地営業責任者との連絡体制及び組合の代表者への報告手続等の調整を図る。
- ③組合は、対応記録簿を作成し、必要に応じて公開するとともに、シーズン終了後、内容を取りまとめ、関係行政機関からの要請があれば、これを提出する。

(13) 占用許可区域以外の土地利用

- ①海の家は、海を家の運営に係るサマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、看板、ロープその他工作物を海を家の占用許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることをしないよう徹底する。特に、飲食の提供としてバーベキューに関する営業を行う海の家は、占用許可区域外を絶対に利用しない。
- ②ビーチパラソルについては、通路確保のために通路に沿って2本までは事前展開できるが、それ以外は利用客が求めてから外に出すようにし、事前展開をしない。

(14) 関係法令等の遵守

組合及び海の家は、占用許可や営業許可のほか、消防法、神奈川県屋外広告物条例、安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例等、関係法令の遵守を徹底する。

(15) その他

- ①家族が安心して楽しめる安全なファミリービーチを実現するために自主パトロールを行う。
- ②海水浴場区域内には、終日、水上オートバイを乗り入れることを禁止する。なお、救難活動用の水上オートバイについては除外する。

2 海水浴場開設期間中の車の乗り入れルール

(1) 荷物の積み下ろしに限り、海岸への車の乗り入れを認める。

(2) 海岸へ車を乗り入れる際には、海岸管理者（神奈川県横須賀土木事務所）の許可番号を記載した組合発行の海の家関係許可車両証を車両に表示する。許可車両証がない車両は進入できない。

(3) 国道 134 号地下通路付近には、海岸利用者の通行の妨げとなるため絶対に駐車しない。また、車両を乗り入れる際には海岸利用者の安全を最優先とし、最大限注意を払う。なお、夜間の駐車はできない。

海岸への車両乗り入れ時間

5時から8時30分まで 及び 18時30分から21時まで

※ただし、台風の接近時等、緊急で車両を乗り入れる必要があると市が認めたときは、この限りでない。

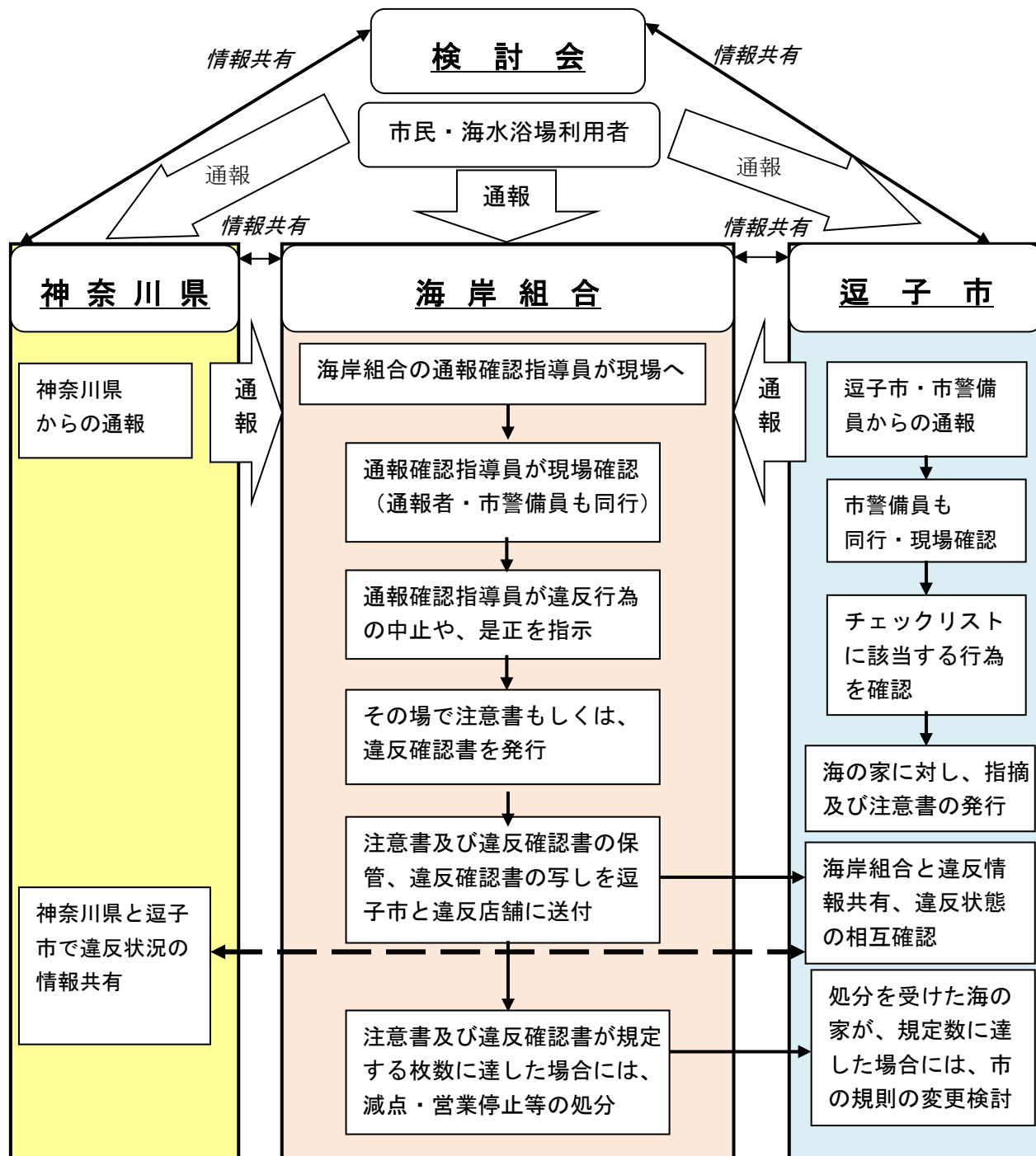
（駐車時間は荷物の積み下ろし等の必要最小限とし、速やかに退出すること。）

(4) 国道 134 号線に駐車しての荷物の積み下ろし等の作業は、禁止する。

V 逗子海岸営業協同組合の事務局体制と業務

組合は、組合員及び海の家に対してルールの周知・徹底を行い、違反者が出ないようにすること。条例・規則・ルールについての指摘に真摯に対応すること。

1 通報があった際の対応フローチャート



2 通報への対処体制の確立

- ① 通報受付の連絡先を公開し連絡先を明確化する。
- ② 通報受付の連絡先は複数用意し、迅速な対処ができる体制をとる。
- ③ 警察及び行政機関等を通じての苦情は、その顛末を必ず文書（報告書）で報告する。

3 違反行為に対する処分

(1) 注意・指摘について

市職員、マナーアップ警備員もしくはマナーアップ警備員のパトロールに同行している腕章を付けた任意の検討会メンバーが、チェックリストに記載された各項目の行為を確認した場合、速やかに是正するように注意・指摘したうえで、注意書（以下「イエローカード」という。）を1枚発行する。ただし、「酒の持ち出し」項目については、1日のうちに3回注意するごとにイエローカードを1枚発行する。

1週間以内に同じ項目でのイエローカードが2枚となった場合、翌週1週間の18時30分以降の営業はできないものとする。また、イエローカードが当該シーズン中に5枚累積した場合、1点減点とする。

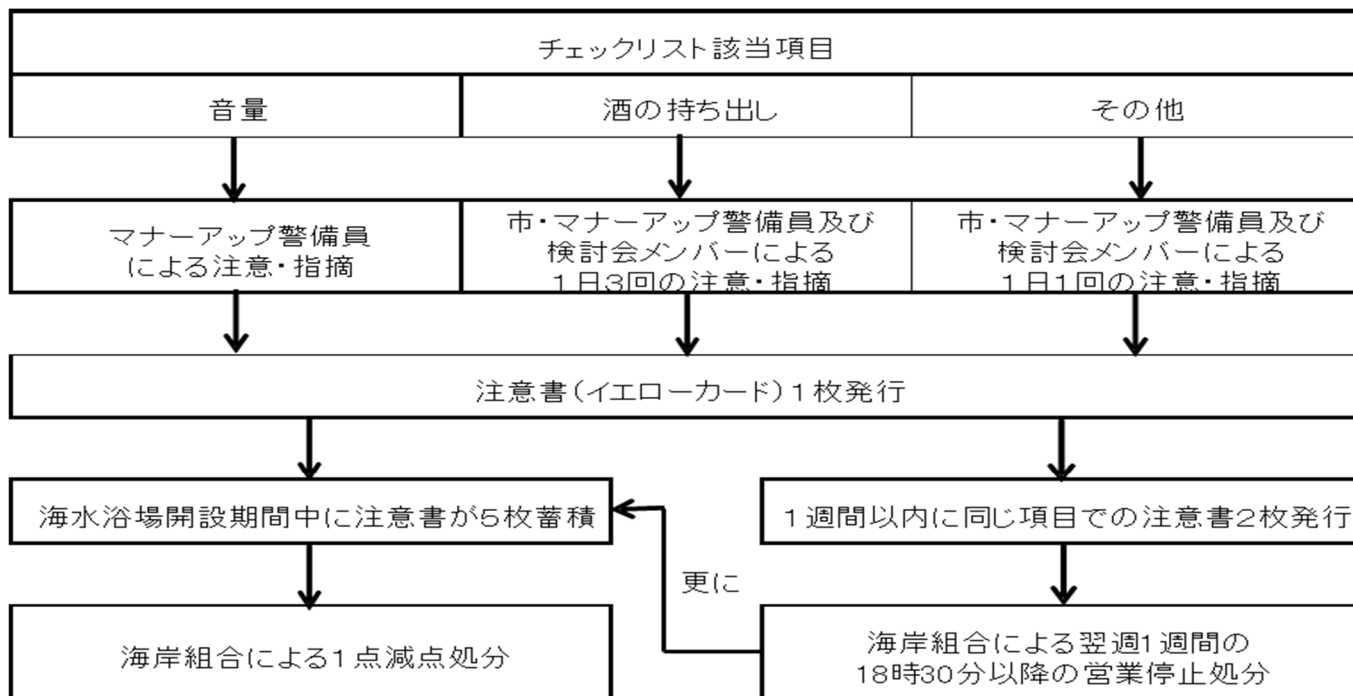
なお、1週間は金曜を起点とし、木曜を終点とする。

海の家をチェックリスト

項目	チェック内容
出店者証	外に向けて出店者証が取り付けられていない
入れ墨の露出	従業員が入れ墨を露出している 他者を畏怖させる入れ墨・タトゥーを露出している客に注意喚起せず、店舗側において対応が困難な客をマナーアップ警備員に通報していない
音楽	所定のスピーカーを所定の位置に設置していない マナーアップ警備員が周辺の状況に比べ、音量が明らかに大きいと判断できる
利用者の酒の持ち出し	従業員が外の客に酒を運んでいる 海の家が提供した酒類を外に持ち出そうとする者や既に出てしまっている者を注意喚起するためのポスター等による周知や声掛けなどの啓発行動を行っていない。
水上オートバイ操縦者への酒の提供	水上オートバイ操縦者であることの確認を怠り、水上オートバイ操縦者に酒を提供している
閉店時間	閉店時間経過後も客出しの声かけをしていない 閉店表示をしていない
その他	上記以外のルール違反と疑わしき行為

※酒の持ち出しについては1日のうちに3回注意するごとに注意書を発行するもの。

海の家をチェックリストに該当する行為を確認した際のフローチャート



(2) 違反確認及び減点について

組合は、違反した海の家に対して違反確認書を発行し、海の家を営業する組合員に対して、違反行為の種別に応じた点数を加点し、合計が6点となった場合は営業停止処分、9点以上となった場合は除名処分を行う。営業停止の期間については海岸組合の定款及び規則に準じて行う。

なおこの点数は、違反をした日から2年を経過する日まで消滅しない。

違反行為の種別	点数
市及び組合が再三注意しているにも関わらず、従わない海の家 の行為	6
クラブ的営業を企画するなど重大な 条例・規則違反を市及び組合が確認したとき	3
許可されてないにも関わらず 134 号線上から積み下ろしを 行うなど、重大なルール違反を市及び組合が確認したとき	2
ルール違反によるイエローカード発行が5枚累積したとき 及び建築・解体期間中のルールについて、市及び組合が注意 したにも関わらず、改善されていないとき	1

※重大とは故意または悪質なものを指す。

4 海岸出入通路の管理

(1) 海水浴場開設期間中

開錠時間：5時から8時30分まで 及び 18時30分から21時まで

※ただし、台風の接近時等、緊急で車両を乗り入れる必要があると市が認めたと
きは、この限りでない。

①組合が、海岸出入通路のカギの管理を行う。

②一般車両の進入防止のため、搬入業者にも出入りの際に必ず車止めを戻すことを
徹底させる。

(2) 海の家建築・解体期間中

開錠時間：7時から20時まで

- ①土・日・祝日は海岸利用者が多い事が予想されるので警備員等を配置し、砂浜への車の乗り入れ等について組合が管理する。
- ②一般車両の進入防止のため、工事業者にも出入りの際に必ず車止めを戻すことを徹底させる。

5 完了検査

組合による撤去完了検査を9月19日（金）までに実施する。この後、海岸管理者が組合立会いのもと完了検査を実施する。

6 組合によるパトロール

(1) 音量チェック

組合は、海水浴場及び近隣の人家付近のパトロールを行い、生活環境に支障が生じないよう、音量チェック等の対応を徹底する。音量のチェックには組合で決めた特定の計測器を使用する。

(2) マナーアップ警備員巡回同行

組合は、期間中に行われているマナーアップ警備員が実施する14時・18時の巡回に同行する。ただし、状況に応じては、組合と市で協議をした上で、同行回数を変更することができるものとする。なお、18時の巡回には、市民が同行できるものとする。

(3) 閉店後の街中パトロール

組合は、期間中の閉店時間後、海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮し、街中のパトロールを行う。なお、パトロールに当たっては、来場者に対して静穏を促す呼びかけと、ポイ捨てごみへの対応を行うものとする。

7 事故の被害対応

海を家の建築資材が飛散等したことにより、他者に被害が出た場合には、当該海の家とともに、組合は誠実な対応をとるものとし、市は事態の解決に努めるものとする。

VI 海水浴場利用者に関する注意事項及びルール

海水浴場利用者は、他の利用者の妨げとならないように配慮して逗子海岸を利用するとともに、海岸の美化その他の良好な環境の保全に努め、法令及びルールを遵守しなければならない。

1 海水浴場利用者に関する注意事項及びルール

(1) 飲酒

- ・逗子海岸の砂浜での飲酒を禁止とする。ただし、海の家では可能。(条例第5条)
- ・飲酒したら遊泳しない(県海水浴場条例施行規則第5条)
- ・飲酒により他の利用者に迷惑をかけることがないよう節度を保たなければならない。

(2) バーベキュー

逗子海岸の砂浜でのバーベキューを禁止とする。ただし、海の家では可能。(条例第5条)

(3) 入れ墨・タトゥー

逗子海岸での他者を畏怖させる入れ墨・タトゥーの露出を禁止とする。(条例第5条)

(4) 拡声装置等の使用

逗子海岸でのスピーカー等の拡声装置の使用を禁止とする。(条例第5条)

(5) 違反した利用者への措置

市長は、違反した利用者について、必要な指導又は勧告をしなければならない。(条例第6条)

- ・原則3回以上注意を受けても違反行為を中止しない利用者に退場を勧告する。ただし、著しく他の利用者の妨げとなっている場合や明らかに違反行為を中止する意思が確認できない場合には、3回の注意を要せず退場を勧告することがある。
- ・退場を勧告された利用者が、海水浴場開設期間中に再度来場し、違反行為を行った場合、3回以上の注意を要せず退場を勧告する。

(6) 粗暴な言動の禁止

粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為をしてはならない。

(7) 海水浴場区域内での行為

- ・海水浴場開場時間中の遊泳区域へのボート、ウインドサーフィン、サーフィン、スタンドアップパドルボード、ヨット、モーターボート、水上オートバイ、バナナボート等の乗り入れ及び砂浜への持ち込みを禁止する。
- ・海水浴場開場時間中の遊泳区域へのゴム製のボートは乗り入れ可とするが、オールの使用は禁止する。
- ・海水浴場開場時間中の遊泳区域でのボディボードの使用については、長さが1.2mを超えないもの及びプラスチック等の硬い部分がついていないもののみ使用可能とする。また、足ひれとの併用は禁止する。
- ・海水浴場開場時間中の遊泳区域でのスキムボードの使用は禁止する。

- ・上記に類する行為（遊泳区域区画ロープへの係留等）も、危険防止のため禁止する。
- ・砂浜における危険行為（人が密集する箇所での球技やドローンの使用など）についても禁止する。※ただし、事前の許可を市から受けたものはこの限りではない。
- ・海水浴場開場時間中の海水浴場区域内には安全衛生と危険防止のため、犬等の動物の持ち込みを禁止する（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）。ただし、ケージに入れて持ち込む場合又は休場中はこの限りではない。
- ・大型テント（タープ）等は、危険防止及び他の利用者の妨げとならないよう、混雑するエリアや通路への設置はしないよう配慮する。

（８）ゴミ

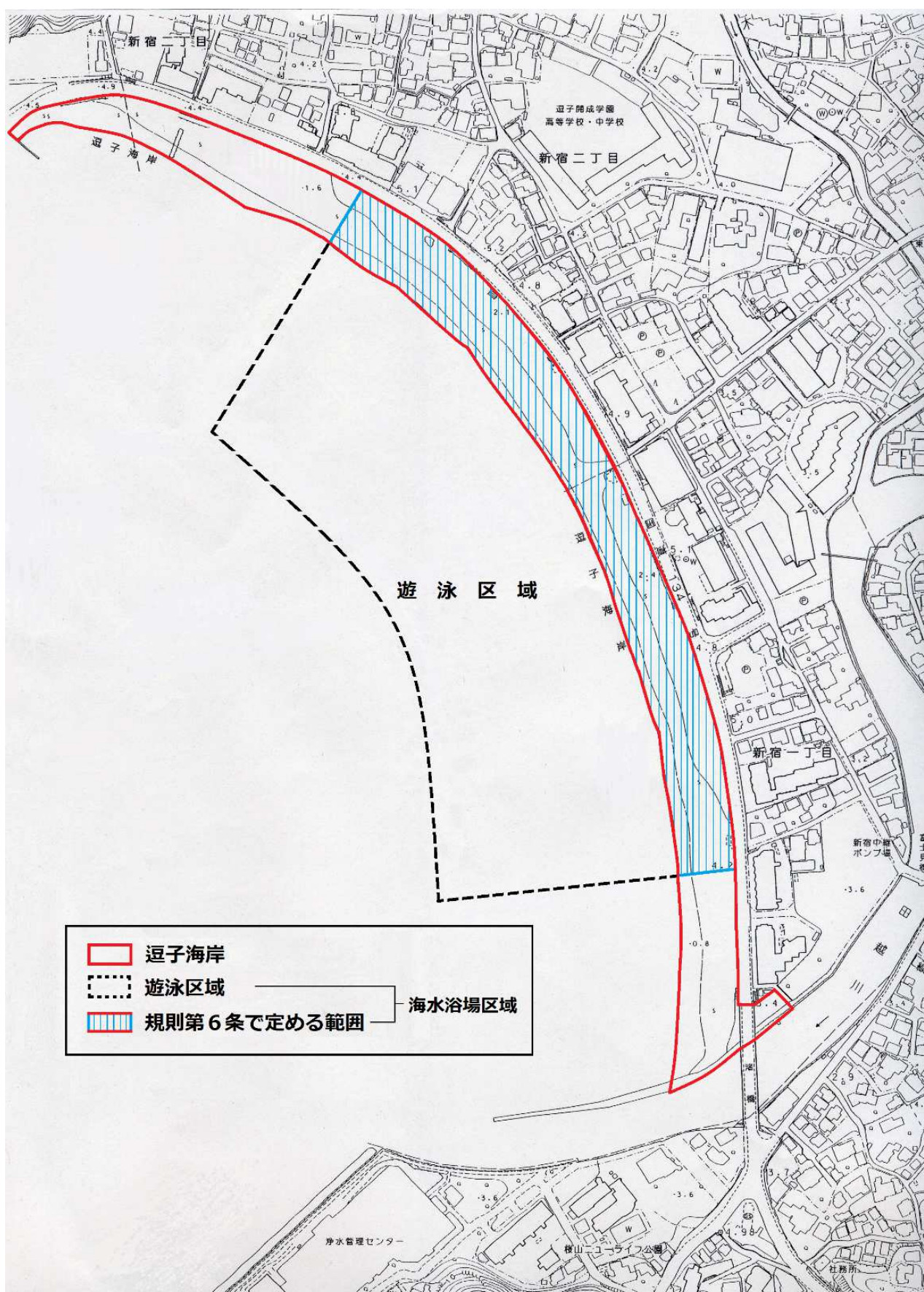
海水浴場利用者は、自らの出したゴミを持ち帰り、砂浜や近隣住宅等に放置してはならない。

Ⅶ 関係機関連絡先

逗子市市民協働部経済観光課	0 4 6－8 7 3－1 1 1 1
神奈川県横須賀土木事務所	0 4 6－8 5 3－8 8 0 0
神奈川県鎌倉保健福祉事務所	0 4 6 7－2 4－3 9 0 0
神奈川県逗子警察署	0 4 6－8 7 1－0 1 1 0
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	0 4 6－8 2 3－0 2 1 0
横須賀海上保安部	0 4 6－8 6 2－0 1 1 8
逗子市消防署	0 4 6－8 7 1－0 1 1 9
（公財）かながわ海岸美化財団	0 4 6 7－8 7－5 3 7 9
逗子海岸営業協同組合	0 4 6－8 7 1－3 8 5 0

Ⅷ 参考資料

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例・同施行規則
海水浴場ルールに関するガイドライン
逗子海岸営業協同組合定款
逗子海岸営業協同組合規約
出店届兼誓約書
違反確認書



○安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例

平成26年 3 月 3 日

逗子市条例第 6 号

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例（平成20年逗子市条例第12号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、海岸区域に近接して住宅が密集する逗子海岸の地域的な特性に鑑み、逗子海水浴場における事業者、利用者及び市の責務を明らかにすることにより、安全で快適な逗子海水浴場の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 逗子海岸 逗子市新宿 1 丁目から同 5 丁目に至る区域の海岸及び隣接地で、規則で定める範囲をいう。
- （2） 逗子海水浴場 市が神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第 4 号）第 9 条第 1 項の規定による許可を受けて、逗子海岸に設置する海水浴場をいう。
- （3） 事業者 逗子海水浴場開設期間中の逗子海岸において海の家経営その他の事業活動を行うすべての者をいう。
- （4） 利用者 逗子海水浴場開設期間中の逗子海岸を利用する団体又は個人であって、事業者以外の者をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、安全で快適な逗子海水浴場の確保のため、関係機関及び関係団体との協力体制の確立、逗子海岸の利用及び逗子海水浴場の運営に関して定めたルール（以下「ルール」という。）の周知徹底並びに事業者に対する意識の啓発に努め、逗子海水浴場を良好な状態において管理し、設置目的に応じた運営をしなければならない。

2 市は、ルールの策定及び改訂に当たっては、関係機関、関係団体及び市民との協議の場を設け、その意見を尊重し、ルールに反映することに努めなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、安全で快適な逗子海水浴場の確保及び近隣住民の生活環境の保全の

ため、ルールを遵守するとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、法令に別の定めのあるもののほか、逗子海岸において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 入れ墨その他これに類する外観を有するものを公然と公衆の目に触れさせること。

(2) その他市長が規則で定める行為

(利用者の責務)

第5条 利用者は、他の利用者の妨げとならないよう配慮して逗子海岸を利用するとともに、逗子海岸の美化その他の良好な環境の保全に努め、ルールを遵守しなければならない。

2 利用者は、法令に別の定めのあるもののほか、逗子海岸において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(1) たき火をし、又は火気を使用する調理器具を使用すること。（ただし、規則で定める場所は除く。）

(2) 飲酒すること。（ただし、事業者が海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項の許可を受けて占有している場所を除く。）

(3) 入れ墨その他これに類する外観を有するものを公然と公衆の目に触れさせることによって、他の者に不安を覚えさせ、他の者を畏怖させ、他の者を困惑させ、又は他の者に嫌悪を覚えさせることにより、当該他の者の逗子海岸の利用を妨げること。

(4) 拡声機又は拡声装置（マイクロホン、増幅器及びスピーカーを組み合わせる音又は音声を増幅できるよう構成された装置をいう。）を使用して音又は音声を流すこと。（ただし、規則で定める目的で使用する場合は、この限りでない。）

(5) その他市長が規則で定める行為

(指導、勧告等)

第6条 市長は、第4条の規定に違反した事業者及び前条の規定に違反した利用者について、必要な指導又は勧告をしなければならない。

2 市長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、是正のための

必要な措置を講じなければならない。

- 3 市長は、利用者が第1項の規定による指導又は勧告に従わないときは、当該違反に係る行為の中止その他の必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、海水浴場開設期間、海の家営業時間等必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則

平成26年 3 月 3 日

逗子市規則第 3 号

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則（平成25年逗子市規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例（平成26年逗子市条例第 6 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（海水浴場開設期間）

第 2 条 海水浴場開設期間は、6 月下旬から 9 月上旬までの間で市長が定める。

（海の家営業）

第 3 条 海の家営業は、午後 8 時までとする。ただし、市長が条例、規則及び逗子海水浴場事業者・利用者ルールを遵守していないと認める海の家営業は、午後 6 時 30 分までとする。

（平29規則20・全改）

（逗子海岸の範囲）

第 4 条 条例第 2 条第 1 号に規定する規則で定める逗子海岸の範囲は、別図のとおりとする。

（楽器等の使用）

第 5 条 条例第 4 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める行為は、楽器、拡声機又は拡声装置（マイクロホン、増幅器及びスピーカーを組み合わせる音又は音声を増幅できるように構成された装置をいう。）を使用して音又は音声を流すこととする。

（たき火等ができる場所）

第 6 条 条例第 5 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める場所は、別図の範囲内において、事業者が海岸法（昭和31年法律第101号）第 7 条第 1 項の許可を受けて占有している場所とする。

（拡声機等の使用）

第 7 条 条例第 5 条第 2 項第 4 号に規定する規則で定める目的は、次に掲げるものとする。

(1) 公用又は公共用のためのもの。

(2) 市民の福祉の増進に寄与するものであり、公益かつ公序良俗に反するものでないもので、市長が認めるもの。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平27規則27・旧附則・一部改正、平28規則37・旧第1項・一部改正、令6規則20・旧附則・一部改正)

(海の家の営業時間の特例)

2 第3条本文の規定にかかわらず、海の家の営業は、令和6年8月1日から同月18日までの期間に限り、午後9時までとする。

(令6規則20・追加)

(海の家の営業時間の特例の中止)

3 前項の海の家の営業時間は、地域住民の生活環境に著しい影響が生じていることその他の状況により、必要があると市長が判断したときは、中止することができる。

(令6規則20・追加)

4 市長は、前項の規定により中止をするときは、その旨を告示しなければならない。

(令6規則20・追加)

附 則 (平成27年5月25日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年7月31日規則第34号)

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月22日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

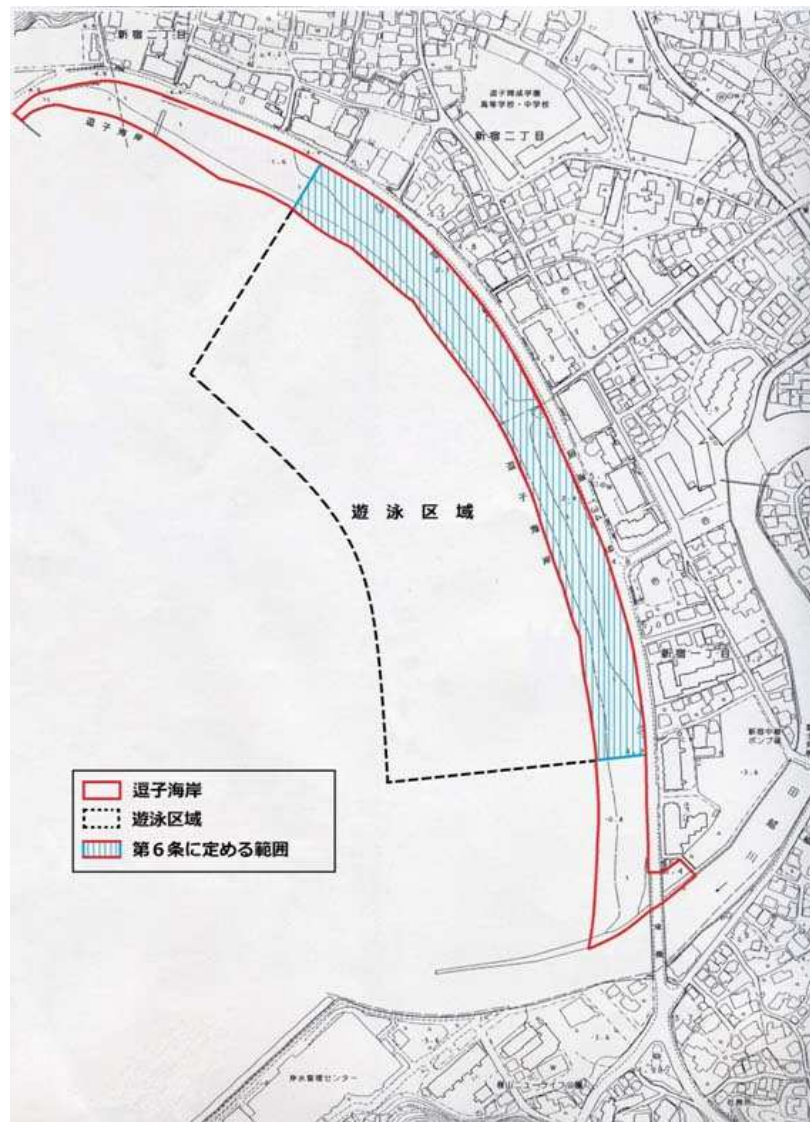
附 則 (平成29年5月12日規則第20号)

この規則は、平成29年5月12日から施行する。

附 則 (令和6年6月21日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

別図



海水浴場ルールに関する ガイドライン

令和7年3月
神奈川県

県では、平成27年度から、海の家と海水浴場利用者の双方を対象とした海水浴場全体のルール（海水浴場ルール）に関するガイドラインとして、毎年度内容改正を行いながら本ガイドラインを作成してきたところである。

しかし、近年の改正内容については、新型コロナウイルス感染症等の大きな社会的課題への対応を除けば、時点修正や法令改正等の形式的なものが多く、県内の海水浴場に共通する課題については概ね本ガイドラインで網羅されている。

そこで、令和6年度以降の本ガイドラインは、従来のように年度ごとのガイドラインとして作成するのではなく、形式的な内容は事務局が改正を行い、社会的課題が発生した場合等は会議を開催して改正を行う方法をとることとした。

【改正等履歴】

平成27年度 「海水浴場ルールに関するガイドライン（平成27年度版）」作成

平成28年度～令和5年度 各年度版のガイドラインを作成

令和6年3月 令和5年度版のガイドラインを改正して新たに施行

令和7年3月 参考資料の時点修正

1 目 的

このガイドラインは、海水浴場のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図り、誰もが快適に安全・安心して利用できる海水浴場の確保を目的として、関係行政機関、海の家を運営する海水浴場組合、地元住民、関係団体等において、海の家及び海水浴場利用者に関するルール（以下「海水浴場ルール」という。）を定め、これを遵守する取組みを促進するため、ルールに盛り込む事項についての指針、その他必要な事項を定める。

2 海水浴場ルールの策定主体

海水浴場ルールは、海水浴場ごとに、県、市町の関係行政機関、海の家を運営する海水浴場組合その他海の家の事業者で構成する団体（以下「組合」という。）、地元住民、観光協会、商工会、商工会議所などを基本的なメンバーとして構成する協議会（以下「協議会」という。）を設置して、作成する。

協議会の構成員は、各海水浴場の実情等に応じて、上記の基本的なメンバーのほかに、交通事業者、県警等を加えるなど、関係団体が協議して定める。

協議会の所掌事項には、海水浴場ルールの作成、周知・啓発、遵守の仕組みづくり、イベント審査、利用者アンケート、にぎわいの創出などがあるが、海水浴場ルールの作成、周知・啓発及び遵守の仕組みづくりの3つを協議会における「共通所掌事項」として、必須とする。それ以外の所掌事項についても、協議会の所掌事項とすることが望ましいが、各海水浴場の実情等に応じて、構成員が協議して定める。

3 海水浴場ルールの策定単位

海水浴場ルールの策定単位は、一の海水浴場を基本とする。ただし、各地域の実情等に応じて、近隣の海水浴場を合わせた複数の海水浴場を単位として策定することもできる。

4 海水浴場ルールの適用範囲

市町の例規に規定がある項目については、海水浴場ルールに記載する必要はないが、一覽性の観点から、これを記載することもできる。ただし、記載する場合に、当該規定は、市町の例規の規定と同じ又はそれより厳しい内容で規定するものとし、海水浴場ルールには、当該規定が、市町の例規に規定がある旨を明記する。

このガイドラインにおける規定も、市町の例規に定めがある場合は、当該例規で定める範囲内においては適用しない。

5 海水浴場ルールの周知等

協議会は、海水浴場ルールを策定後、速やかに県（県土整備局河川下水道部河港課（以下「河港課」という。））へ提出するとともに、海水浴場ルールの内容を地元住民や海水浴場利用者に周知・啓発（以下「周知等」という。）する。

6 海水浴シーズンに向けて

海水浴シーズンに向けて、協議会は、このガイドラインで定める各海水浴場ルールにお

いて県内共通の内容で定めるべき事項（以下「共通事項」という。）と各海水浴場が地域の実情に応じた内容で定めるべき事項（以下「個別事項」という。）の区分に留意し、該当しない項目がある場合を除き、全ての項目について規定した海水浴場ルールを作成する。

また、協議会は、海水浴場ルールをシーズン前のできるだけ早い時期に作成するとともに、ルール遵守の仕組みを構築する。

なお、協議会を設置しない海水浴場では、海の家ルールについては、組合が、このガイドラインに沿って、自主ルールを策定し、ルール遵守の仕組みを構築する。海水浴場利用者のルールについては、市町（市町以外が海水浴場設置者である場合も含む。）が、このガイドラインに沿って、利用者に関するルールを策定し、ルール遵守の仕組みを構築する。

7 海の家定義

「海の家」とは、海水浴場において、利用者の利便に供するため、次の(1)～(3)のいずれかに掲げるサービスの提供を行う施設をいう。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 神奈川県海水浴場等に関する条例第2条第5項に定める更衣休憩所(2) 食品衛生法第55条第1項に基づく許可又は同法第57条第1項に基づく届出（市の条例が適用となる場合は、当該条例に基づく届出を含む。）のあった飲食物の提供・販売を行う店舗及び食品衛生法施行令第35条の2第3号の営業を行う店舗(3) レジャー用品等の販売・レンタルを行う店舗 |
|--|

8 海水浴場ルールの記載事項

以下に記載する海水浴場ルールにおいて記載すべき事項のうち、「共通事項」については【共通】、「個別事項」については【個別】を付する。

(1) 海の家に関する事項

ア 営業時間【個別】

周辺環境や風紀に影響を及ぼさないよう、海水浴場の開場時間外の営業は必要最小限にとどめ、地域の実情にあった営業時間を定める。

特に、海水浴場の開場時間終了後に営業することにより、周辺環境や風紀に関して、組合や関係行政機関等に地域の住民から苦情や要望が寄せられている場合やそのおそれがある場合は、営業終了時刻を早めにする。

また、営業時間終了時には、全ての店舗利用客を帰し、速やかに閉店するとともに、従業員の活動も、後片付けなど必要最小限にとどめる。

イ クラブ化の禁止【共通】

(7) 「クラブ化禁止」の徹底

「クラブ化」の形態による営業は行わない。

(4) 「クラブ化」の定義

「クラブ化」の形態による営業とは、公共用財産たる国有海浜地の用途目的、安全・安心で快適な海岸の維持、地域のにぎわいの創出・観光振興等の目的を妨げる次のいずれかの形態による営業をいう。

- a ダンスステージ、ダンススペース（椅子・テーブル等を一時的に撤去してダンスステージ等を設ける場合を含む。）を設けて客にダンスをさせる営業形態（ただし、地域の住民や団体が協力・参加するフラダンス・キッズダンス発表会の催しなど地域振興に合致するものについては、関係法令に抵触しない範囲において行うことを妨げるものではない。）
- b 地域の住民の平穏な生活環境を乱したり、一般利用者等が安心して海水浴場を利用できないような威圧感や警戒感を抱かせるような営業形態
 - (a) 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発し、利用者がダンスに興ずることを容認するようなイベントの開催
 - (b) 海の家屋内から屋外に向けてダンスミュージック等の音楽を流し、屋内外の利用者の参加を促すダンスイベント及びこれに類似するイベントの開催
- (ウ) 「クラブ化禁止」徹底のための対策
 - a 海を家のフロアには椅子・テーブル等を常時設け、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスミュージックを流すための音響設備を設けない。
 - b 組合は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各組合員から海を家の店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのため配置を変更していないかどうか等について、定期的にパトロール等による確認を行う。
 - c クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わない。

ウ イベントの実施（イベント実施を予定している場合に定める。）【個別】

(7) イベントの定義

イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。

また、音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に附帯して行われるものを含む。

なお、このガイドラインは、国又は地方公共団体が海水浴場において行うイベントについては適用しない。

(4) イベント実施にあたっての対策

- a イベントは、海を家の屋内のみで実施し、機器運搬時やイベント実施時にトラブルが発生しないよう海を家の組合員が責任をもって管理する。
- b 海水浴場利用者の更衣休憩等の利用及び近隣の生活環境を妨げないよう、運営上必要最小限の時間及び実施回数とする。
- c イベントを実施する予定のある海の家は、イベント内容を周辺住民に周知する

よう努めるとともに、周辺住民の生活環境に支障が生じないよう、騒音や風紀上の対策を徹底する。

(ウ) 音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導

組合の代表者は、音楽イベントを実施する予定のある海を家の組合員から、騒音等の対策が記載された「音楽イベント実施計画書」及び海を家の店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、海水浴場ルール又は自主ルール（以下「海水浴場ルール等」という。）に適合しているかを確認し、書類をとりまとめた上で、「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」（以下「要綱」という。）で規定する期日までに、県（河港課）へ提出する。組合の代表者は、音楽イベントの実施計画が海水浴場ルール等に適合しないと認められる場合は、組合員に是正を求める。

また、県（河港課）では、1件ごとの音楽イベントの実施内容（実施日時、イベントの種類、参加予定人数、使用機材、その他必要な事項）についても、上記計画と同様に、要綱で規定する期日までに提出を求めるものとするが、やむを得ず当該期日以後となる場合には、遅くとも音楽イベントの実施予定日の2週間前までに、県（河港課）へその実施内容を提出する。

音楽イベントを実施しない場合には、組合は、「音楽イベント未実施届出書」を要綱で規定する期日までに、県（河港課）へ提出する。

なお、協議会等において、イベント審査を実施する場合には、県の要綱と同等以上の効果が期待できるイベント審査を実施する。その場合、組合は、協議会等に実施計画書の提出など必要な手続きを行い、県（河港課）への手続きは不要となる。

エ 騒音対策【個別】

海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう地域の実情にあった騒音対策を行う。

具体的には、関係行政機関等と協議して次のような対応を定める。

- (ア) 組合において、近隣の人家付近等のパトロールを行い、生活環境に支障が生じないよう、音量チェック等の対応を徹底する。
- (イ) 海水浴場ルールで規定された音響機器（海水浴場ルールを策定していない海水浴場にあつては、組合が貸与又は許可する音量制限のある音響機器）以外の使用は認めない。

オ 暴力団排除の徹底【共通】

組合及び現地営業責任者は、海を家の運営にあたり、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止する。

また、組合は、暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海を家の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成させる等の必要な措置を講じる。

カ 風紀上の対策

(ア) 従業員の刺青・タトゥー等の露出制限【共通】

海の家従業員は、海水浴場の利用者に対し威圧感や警戒心を抱かせるような刺青やタトゥー等の露出を控える。

(イ) 20歳未満の者への酒類・タバコ販売の防止【共通】

酒類・タバコを販売する際に、購入者が20歳未満であると思料するときは、身分証明証等により年齢を確認した上で販売する。

(ウ) 酒類の提供制限

a 泥酔客への酒類の提供は行わない。【共通】

b アルコール度数の高い酒類の提供制限、酒類の提供時間の制限など、酒類の提供制限について検討の上、実施する。【個別】

(エ) 強引な客引きの禁止【共通】

強引な客引きは行わない。

キ ゴミの処理及び清掃等について

(ア) 日常のゴミの処理及び海水浴場の清掃美化の方法を明確にする。【共通】

(イ) 海を家の営業に伴い発生するゴミについて、回収・分別を徹底するとともに、回収後は散乱しないように、速やかに防鳥ネットで覆う等、管理を徹底する。また、ゴミ収集業者と契約を結ぶなど適切な処理を行う。【共通】

(ウ) 利用者にゴミの持ち帰り(海の家で回収するものを除く。)について周知を行う。【個別】

(エ) 使い捨てプラスチック製品の使用削減に努める。【共通】

ク 適切な排水等の処理【共通】

海の家は、排水を浸透枘で処理する場合には、公衆衛生の確保のため、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とし、砂浜に直接排水しない。

また、廃油を廃棄物として別に処理することや、グリストラップ(油水分離槽)を設置する等により排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用することなどにより、環境負荷の軽減に取り組む。

なお、地元市町と連携し、下水道への接続などにより環境負荷が少ない排水処理に取り組むことがより望ましい。

ケ 災害・荒天時の対応【共通】

地震等の災害発生時など緊急時における海を家の利用者の避難誘導等の具体的方法については、地元市町の地域防災計画との整合を図り定める。また、避難場所や避難誘導の手順等については、海水浴場設置者、監視員及びライフセーバー等の関係者との連携を図っておく。

また、台風等の荒天時に備え、安全対策に万全を期すとともに、海を家に係る廃棄物が発生した場合には、放置せず、迅速かつ適正に処理することを徹底し、その処理

に係る具体的方法を事前に定めておく。

コ 責任の所在の明確化及び要望・苦情への対応【共通】

海の家運営に関して、海水浴場利用者や地域の住民等から要望・苦情があった場合に適切に対応するため、各々の海の家において丁寧に苦情に対応するとともに、海を家の組合員と現地営業責任者との連絡体制や組合の代表者への報告手続等の整備を図る。

また、組合は、対応記録簿を作成し、必要に応じて公開するとともに、シーズン終了後、内容を取りまとめ、関係行政機関からの要請があれば、これを提出する。

サ 占用許可区域以外の土地利用【共通】

海の家運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、自動販売機、看板、ロープその他工作物を海を家の占用許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることをないよう徹底する。

また、歩行者や他の車両の通行の妨げとなる通路等への駐車や、荷物の積み降ろし時以外の砂浜への車両乗入れは行わない。

シ 原状回復の徹底【共通】

海の家は許可を受けた占用期間を過ぎて占有することは認められないので、占有期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、原状回復を徹底する。特に釘については、地中に残置がないか確認を徹底する。

また、建築に伴う砂浜の整地等を行った場合には、原状回復等を行う。原状回復等を行うにあたっては、許可権者からの指示に従うものとする。

なお、占有期間後に撤去漏れが発見された場合は、直ちに撤去を行う。

ス 海を家の建築・撤去時の注意【共通】

海を家の建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板の設置等の対応を適切に行う。

また、海を家の建設・撤去の際の工事に伴う騒音については、近隣住民への説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用するなど配慮する。

セ 関係法令の手続き【共通】

占有許可や営業許可等のほか、営業内容等により、消防法、神奈川県屋外広告物条例等の規制対象となる場合があるので、関係法令の内容を確認するよう徹底する。

ソ その他【個別】

その他、安全・安心で快適な海水浴場を実現するために、各海水浴場の実情に応じ

て、海の家に関する必要な事項を定める。

(2) 海水浴場利用者に関する事項

ア 飲酒の制限等

(7) キャンペーン等の実施【共通】

県内の海水浴場において、県、市町、その他関係団体が連携して、「迷惑行為に繋がる飲酒は控える」などの飲酒の制限や、「飲んだら遊泳しない」など飲酒後の遊泳禁止のキャンペーン（イベント）等を実施する。

「飲酒後の遊泳禁止」は、神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則別表第2において、海水浴場設置者が掲示板に表示する利用者の遵守事項の一つであるが、飲酒の制限に関する県内統一のキャンペーンと併せて周知徹底を図る。

(イ) 一部の海水浴場における試行【個別】

海水浴場における飲酒の制限は、海水浴場設置者である市町等の意向に基づき一部の海水浴場で、モデル的に試行するものである。

また、試行実施時に海水浴場利用者に対するアンケートを実施するなど、試行の検証を行い、次年度以降の飲酒制限の手法を見直すなど、段階的に取り組む。

(ウ) 制限の手法及び周知【個別】

禁酒区域の設定、海水浴場開場時間から閉場時間までの禁酒など飲酒制限の手法については、試行する海水浴場に係る協議会（協議会が未設置の海水浴場にあつては市町等）（以下「協議会等」という。）が定める。

また、試行する海水浴場の飲酒制限の内容については、海水浴場利用者等に事前に十分な周知を行うなど、トラブル等の防止に努める。

(エ) 近隣海水浴場との連携【個別】

試行する海水浴場の近隣の海水浴場には、飲酒による迷惑行為を行うなど問題のある海水浴場利用者等が多数流入することが懸念されるため、関係する協議会等は、飲酒制限の内容などについて十分な情報交換を行うなど、近隣海水浴場への悪影響を最小限のものとするよう、連携してその対策に努める。

イ 刺青・タトゥーの露出制限【共通】

県内の海水浴場では、公衆マナーに則り、県、市町、その他関係団体が連携して、「他の利用者を畏怖させるような刺青・タトゥーなどの露出は控える」など刺青・タトゥーの露出制限のキャンペーン（イベント）等を実施する。

キャンペーン等の目的は、刺青・タトゥーその他これに類する外観を有するものを公然と公衆の目に触れさせることで、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになることを制限していく。

外国人への周知については、文化の違いなどを踏まえて、トラブルが発生しないよう努める。

ウ 粗暴な言動の禁止【共通】

粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為を禁止する。

エ 音響機器等の使用制限【個別】

音響機器等を使用して、協議会等が定める基準を超える音又は音声を流すことを禁止する。

オ 焚き火又は火気を使用する調理器具の使用制限【個別】

焚き火をし、又は火気を使用する調理器具の使用を制限する。

カ ゴミ等の放置の禁止【個別】

使用した物品やゴミの放置を禁止し、持ち帰りに努める。

キ その他【個別】

アからカのほか、安全・安心で快適な海水浴場を実現するために、各海水浴場の実情に応じて、海水浴場利用者に関する必要な事項を定める。

(3) 海水浴場ルール of 遵守に関する事項

協議会が定めた、自主的な取組みによる海水浴場ルール of 遵守 of 仕組みを定める。

ア ルール of 周知・啓発【共通】

協議会 of 構成員が連携して、報道機関、看板、ポスター、パンフレット、チラシ、海水浴場場内放送などにより、シーズン前からシーズン中を通して、海水浴場ルール of 周知・啓発 of 徹底を図る。

また、外国人来場者に対しても、海水浴場ルール of 周知・啓発を図っていく。

イ パトロール of 実施【共通】

協議会が主体となって、パトロール実施計画を作成し、パトロールを実施するとともに、遵守状況 of 確認や是正指導等を行うことで、ルール遵守 of 実効性を高める。また、協議会事務局は、シーズン終了後は、パトロール of 結果を取りまとめ、協議会に報告する。

ウ 組合 of 定款等との関係【個別】

組合は、海水浴場ルール of 実効性を高めるため、組合 of 定款や規約（以下「定款等」という。）に、海水浴場ルール of うち「海の家に関する事項」 of 遵守を規定する。

エ ペナルティ【個別】

組合は、その定款等に、海の家が海水浴場ルール of うち「海の家に関する事項」に違反した場合 of ペナルティ of 規定を設ける。

【参考資料】

1 海水浴場ルール例

《飲酒制限の試行を行う海水浴場の場合》

●●●●●海水浴場ルール

(令和●●年度)

令和●●年●●月

●●●●●海水浴場の運営等に関する協議会

目 次

ページ

第1章	総則（第1条～第2条）	●
第2章	海の家（第3条～第20条）	●
第3章	海水浴場利用者（第21条～第26条）	●
第4章	ルールの遵守（第27条～第29条）	●
第5章	雑則（第30条～第31条）	●

第1章 総則

(目的)

第1条 ●●●海水浴場ルール（以下「ルール」という。）は、●●●海水浴場のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図るとともに、誰もが快適に安全・安心して利用できる●●●海水浴場とすることを目的とする。

(周知)

第2条 協議会は、連携して、報道機関、看板、ポスター、パンフレット、チラシ、海水浴場場内放送などにより、ルールの周知・啓発の徹底を図る。

第2章 海の家

(営業時間)

第3条 海の家の営業時間は、午前●時●●分から午後●時●●分までとする。

2 海の家は、営業終了30分前には、店舗利用客に営業終了時間を周知するとともに、営業時間終了時には、全ての店舗利用客を帰し、速やかに閉店する。

3 営業時間終了後の従業員の活動は、必要最小限にとどめる。

(クラブ化形態の営業)

第4条 クラブ化の形態による営業は行わない。

(クラブ化の定義)

第5条 クラブ化の形態による営業とは、公共用財産たる国有海浜地の用途目的、安全・安心で快適な海岸の維持、地域のにぎわいの創出・観光振興等の目的を妨げる次のいずれかの形態による営業をいう。

(1) ダンスステージ、ダンススペース（椅子・テーブル等を一時的に撤去してダンスステージ等を設ける場合を含む。）を設けて客にダンスをさせる営業形態（ただし、地域の住民や団体が協力・参加するフラダンス・キッズダンス発表会の催しなど地域振興に合致するものについては、関係法令に抵触しない範囲において行うことを妨げるものではない。）

(2) 地域の住民の平穏な生活環境を乱したり、一般利用者等が安心して海水浴場を利用できないような威圧感や警戒感を抱かせるような営業形態

ア 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発し、利用者がダンスに興ずることを容認するようなイベントの開催

イ 海の家の屋内から屋外に向けてダンスミュージック等の音楽を流し、屋内外の利用者の参加を促すダンスイベント及びこれに類似するイベントの開催

(クラブ化禁止の対策)

第6条 海の家フロアには、椅子・テーブル等を常時設け、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスミュージックを流すための音響設備を設けない。

2 組合は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各組合員から海の家の店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのため配置を変更していないかどうか等について、定期的にパトロール等による確認を行う。

3 クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わない。

(イベントの定義)

第7条 イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。

2 音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に附帯して行われるものを含む。

3 国又は地方公共団体が●●●海水浴場において行うイベントは、このルールにおけるイベントには含まない。

(イベントの実施)

第8条 イベントは、海の家の屋内のみで実施し、機器運搬時やイベント実施時にトラブルが発生しないよう海の家の組合員が責任をもって管理する。

2 海水浴場利用者の更衣休憩等の利用及び近隣の生活環境を妨げないよう、運営上必要最小限の時間及び実施回数とする。

3 イベントを実施する予定のある海の家は、イベント内容を周辺住民に周知するよう努めるとともに、周辺住民の生活環境に支障が生じないよう、騒音や風紀上の対策を徹底する。

(音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導等)

第9条 組合の代表者は、音楽イベントを実施する予定のある海の家の組合員から、騒音等の対策が記載された「音楽イベント実施計画書」及び「海の家の店内配置図」（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、ルールに適合しているかを確認し、書類をとりまとめた上で、「県の「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」（以下「要綱」という。）で規定する期日」までに、「県土整備局河川下水道部河港課（以下「河港課」という。）」に提出する。

2 組合の代表者は、1件ごとの音楽イベントの実施内容（実施日時、イベントの種類、参加予定人数、使用機材、その他必要な事項）についても、前項の計画書と同様に、「要綱で規定する期日」までに提出する。

3 前2項で定める提出が、やむを得ず「要綱で定める日」後となる場合には、遅くとも音

楽イベントの実施予定日の2週間前までに、「県（河港課）」にその実施内容を提出する。

ただし、2週間前までに、実施内容が確定しない場合には、「県（河港課）」にその旨を連絡し、必要な指示を受ける。

4 組合の代表者は、音楽イベント等の実施計画が海水浴場ルール等に適合しないと認められる場合は、組合員に是正を求める。

5 組合の代表者は、音楽イベント等を実施しない場合には、「音楽イベント等未実施届出書」を要綱で定める日までに、「県（河港課）」に提出する。

（注） 協議会で県の要綱と同様のイベント審査を実施する場合

第1項の「県の「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」（以下「要綱」という。）で規定する期日」は「令和●年●月●日」に、「県土整備局河川下水道部河港課（以下「河港課」という。）」は「協議会等」に、第2項の「要綱で規定する期日」は「令和●年●月●日」、第3項の「要綱で定める日」は「令和●年●月●日」、「県（河港課）」は「協議会等」に、第5項の「県（河港課）」は「協議会等」に置き換える。

（騒音対策）

第10条 海の家（組合）は、●●海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう騒音対策を行う。

2 ●●組合等は、近隣の人家付近等のパトロールを行い、生活環境に支障が生じないように、音量チェック等の対応を徹底する。

3 海の家において、協議会が指定した音量制限のあるスピーカー・アンプ以外の音響機器の使用は認めない。

（反社会的勢力の排除の徹底）

第11条 組合及び現地営業責任者は、海の家の運営にあたり、暴力団などの反社会的な勢力（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止する。

2 組合は、暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海の家の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成させる等の必要な措置を講じる。

（風紀上の対策）

第12条 海の家の従業員は、海水浴場の利用者に対し威圧感や警戒心を抱かせるような刺青やタトゥー等の露出を控える。

2 海の家は、酒類・タバコを販売する際に、購入者が20歳未満であると思料するときは、身分証明証等により年齢を確認した上で販売する。

3 海の家は、飲酒に伴うトラブルを防止するため、次の事項を遵守する。

（1） 泥酔客への酒類の提供は行わない。

（2） アルコール度数●度以上の酒類の提供は行わない。

（3） 午後●時以降営業終了時間まで酒類の提供は行わない。

(注) (2)、(3)は、海の家における酒類の提供制限を行う場合に規定する。

4 強引な客引きは行わない。

(ゴミの処理及び清掃等)

第13条 組合は、海を家の営業に伴い発生するゴミについて、回収・分別を徹底するとともに、回収後は散乱しないように、速やかに防鳥ネットで覆う等、管理を徹底する。また、ゴミ収集業者と契約を結ぶなど適切な処理を行う。

2 組合は、台風などの荒天時に、大量のゴミや廃棄物が発生した場合には、放置することなく、速やかに、ゴミ収集業者に連絡し、処理を行う。

3 組合は、ビーチクリーンなどに積極的に参加し、●●海水浴場の美化に努める。

4 組合は、利用者にゴミの持ち帰り（海の家で回収するものを除く。）について呼びかけを行う。

5 組合は、使い捨てプラスチック製品の使用削減に努める。

(適切な排水等の処理)

第14条 海の家は、排水を浸透枘で処理する場合には、公衆衛生の確保のため、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とし、砂浜に直接排水しない。

2 廃油を廃棄物として別に処理することや、グリストラップ（油水分離槽）を設置する等により排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用することなどにより、環境負荷の軽減に取り組む。

(注) その他雑排水処理に関する内容について、関係行政機関とも調整の上、必要な内容を記載する。

(災害・荒天時の対応)

第15条 海の家は、地震等の災害発生に備え、「●●市海水浴場避難指導マニュアル」を備え置き、従業員に避難誘導手段の周知徹底を図るとともに、「避難経路マップ」を海の家において利用者が認識しやすい場所に掲示する。

2 避難場所や避難誘導の手順等について、海水浴場設置者、監視員及びライフセーバー等の関係者との連携を図る。

(苦情対応等)

第16条 海の家は、海を家の運営に関して、海水浴場利用者や地域の住民等から要望・苦情があった場合には丁寧に対応する。

2 海を家の組合員は、現地営業責任者との連絡体制及び組合の代表者への報告手続等の整備を図る。

3 組合は、対応記録簿を作成し、必要に応じて公開するとともに、シーズン終了後、内容を取りまとめ、関係行政機関からの要請があれば、これを提出する。

(占有許可区域以外の土地利用)

第17条 海の家は、海を家の運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、自動販売機、看板、ロープその他工作物を海を家の占有許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることのないよう徹底する。

2 海の家(その従業員及び関係者を含む。)は、歩行者や他の車両の通行の妨げとなる通路等への駐車や、荷物の積み降ろし時以外の砂浜への車両乗入れは行わない。

(原状回復の徹底)

第18条 海の家は、占有許可の期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、原状回復を徹底する。

特に釘については、地中に残置がないか確認を徹底する。

また、建築に伴う砂浜の整地等を行った場合には、原状回復等を行う。原状回復等を行うにあたっては、許可権者からの指示に従うものとする。

なお、占有期間後に撤去漏れが発見された場合は、直ちに撤去を行う。

(海を家の建築・撤去時の注意)

第19条 海の家は、海を家の建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板の設置等の対応を適切に行う。

2 海を家の建設・撤去の際には、近隣住民に計画、時期等について説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用するなど騒音対策を実施する。

(関係法令等の遵守)

第20条 海の家は、占有許可や営業許可等のほか、消防法、神奈川県屋外広告物条例、●●市●●条例など関係法令の遵守を徹底する。

第3章 海水浴場利用者

(飲酒の制限)

第21条 海水浴場利用者は、飲酒により他の利用者に迷惑をかけることがないよう節度を保たなければならない。

2 協議会は、海水浴場における飲酒の制限や飲酒後の遊泳禁止などに関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。

3 ●●海水浴場では、次の飲酒の制限を行う。

(1) 海水浴場内の別図1で定める範囲は、終日禁酒区域とする。

(2) 海水浴場開場時間から閉場時間までは、海水浴場全域を禁酒区域とする。ただし、海の家は除く。

(注) 第3項には、試行する飲酒の制限の内容を記載する。

- 4 協議会は、前項で規定する飲酒の制限について、シーズン前から周知徹底を図り、トラブルの防止に努める。
- 5 協議会は、第3項で規定する飲酒の制限について、海水浴場利用者に対するアンケートを実施するなど、その効果等を検証する。
- 6 協議会は、飲酒の制限内容など、必要な情報を近隣の海水浴場協議会の事務局又は市町に提供するとともに、近隣の海水浴場におけるトラブル等が最小限なものとなるよう必要な対策を行う。

(刺青・タトゥーの露出制限)

第22条 海水浴場利用者は、他の利用者を畏怖させるような刺青・タトゥーの露出は控えないなければならない。

- 2 協議会は、海水浴場における刺青・タトゥーの露出制限に関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。

(粗暴な言動の禁止)

第23条 海水浴場利用者は、粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為を行ってはならない。

(音響機器等の使用制限)

第24条 海水浴場利用者は、音響機器等を使用して、●●デシベルを超える音又は音声を流すことを禁止する。

- 2 前項で定める音量の測定方法等は、別に定める。

(焚き火又は火気を使用する調理器具の使用制限)

第25条 海水浴場利用者は、別図2で定める範囲を除き、焚き火をし、又は火気を使用する調理器具を使用してはならない。

(ゴミ等の放置の禁止)

第26条 海水浴場利用者は、使用した物品やゴミの放置をせず、持ち帰りに努める。

第4章 ルールの遵守

(パトロールの実施等)

第27条 協議会は、ルール遵守の状況等を確認するためのパトロール実施計画を策定し、パトロールを実施する。

- 2 協議会の事務局は、パトロールの結果を取りまとめ、協議会に報告する。

(是正指導等)

第28条 協議会は、前条に規定するパトロール等により、海の家におけるルール違反が確認された場合には、組合の代表者を通じて、当該海の家事業者に対して是正指導を行うとともに、●●組合は、その定款等の規定に基づき、当該海の家に対し、ペナルティを科す。

2 海水浴場利用者のルール違反が確認された場合には、当該利用者に対して、ルールの趣旨、目的を説明の上、協力を依頼する。

(注) ●●組合の定款等に、ルール遵守やペナルティ等に関する規定がない場合には、以下のとおり。

(ルール遵守の依頼)

第29条 協議会は、前条に規定するパトロール等により、海の家におけるルール違反が確認された場合には、組合の代表者を通じて、当該海の家事業者に対して是正指導を行う。

2 海水浴場利用者のルール違反が確認された場合には、当該利用者に対して、ルールの趣旨、目的を説明の上、協力を依頼する。

第5章 雑則

(市条例等との関係)

第30条 第●条、第●条、第●条第●項の規定は、●●市●●条例に定めがある。

(その他)

第31条 このルールに定めがない事項で、速やかな見直し等が必要な場合には、協議会座長の判断で、協議会を召集し、必要な改正等を行う。

附 則

このルールは、令和●年●月●日から施行する。

2 関係法令

法 令 名	内 容	所 管 部 局
神奈川県海水浴場等に関する条例 同施行規則	海水浴場設置の許可 更衣休憩所の許可	生活衛生課 保健福祉事務所 横須賀市保健所 藤沢市保健所 茅ヶ崎市保健所
海岸法 同施行細則	海岸保全区域及び一般 公共海岸区域の占用許 可	河港課 土木事務所 水産課 漁港事務所 市町（漁港管理者）
港湾法 港湾の設置及び管理等に関する条例の 施行等に関する規則	港湾区域及び港湾隣接 地域の占用許可	河港課 土木事務所 横須賀市（港湾管理者）
漁港及び漁場の整備等に関する法律 同施行細則	漁港区域の占用許可	水産課 漁港事務所 市町（漁港管理者）
食品衛生法 同施行細則 食品衛生法に基づく営業の施設基準等 に関する条例 食品衛生条例（横須賀市）	飲食店等の営業許可 営業の届出	生活衛生課 保健福祉事務所 横須賀市保健所 藤沢市保健所 茅ヶ崎市保健所
神奈川県生活環境の保全等に関する条 例 同施行規則	騒音・拡声機騒音の規制 等	環境課 市町 地域県政総合センター
神奈川県暴力団排除条例 同施行規則	暴力団関係者への利益 供与等の禁止等	県警本部暴力団対策課 警察署
神奈川県迷惑行為防止条例	深夜の騒音等の禁止等	県警本部生活安全総務課 警察署
酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の 防止等に関する法律	公衆に迷惑をかけるよ うな著しく粗野又は乱 暴な言動をした場合の 罰則等	県警本部地域総務課 警察署

法 令 名	内 容	所 管 部 局
建築基準法	建築物の仮設許可、建築確認等	建築指導課 土木事務所 特定行政庁
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正な処理義務	資源循環推進課 市町
神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止（３Ｒの推進、ごみの散乱防止等）	資源循環推進課
消防法	建物の防火対策等	消防保安課 消防署
神奈川県屋外広告物条例（市の独自条例がある場合は当該条例） 同施行規則	屋外広告物の表示等の規制等	都市整備課 土木事務所 市町
神奈川県青少年保護育成条例 同施行規則	深夜外出の制限等	青少年課
神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例 同施行規則	たばこ、酒類の年齢確認等	青少年課

3 事例紹介

協議会等が、海水浴シーズンに向けて海水浴場ルールを作成する際の参考として、このガイドラインで海水浴場ルールに定めるべき事項とした項目以外に、各海水浴場の実情に応じて定められた独自のルール等を紹介します。

ペットに関するルールの例



(犬等ペットの管理)

第●条 海水浴場利用者は、犬等ペットを陸域にあっては、引き綱又はケージにより管理すること。また、海域にあっては、遊泳区域内に入れてはならない。

(ペットの管理)

第●条 海水浴場利用者は、海水浴場開設時間中、海水浴場内における海の家に補助犬以外の犬等ペット（以下、「ペット」という。）を持ち込んで서는ならない。また、海水浴場営業時間内において海へのペットの入水は禁止とする。

2 海水浴場内において前項に定めた以外のエリアについては、各海水浴場開設者が認めた場合を除き、開設時間にはペットを持ち込んで서는ならない。

(ペットの入場制限)

第●条 海水浴場利用者は、海水浴場開設時間中にペットを連れて●●海水浴場へ入場してはならない。

水上オートバイに関するルールの例



(水上オートバイ)

第●条 水上オートバイ利用者は、別図に掲げるエリアについて、水上オートバイに係留してはならない。

2 水上オートバイ利用者は、沿岸に設置された徐行エリア内において、徐行（アイドリングスピード）しなければならない。

ドローンに関するルールの例



(開設者の許可なきドローンの飛行禁止)

第●条 海水浴客の安全性とプライバシー保護のため、開設者の許可を受けていない飛行は禁止とする。

ルール周知の例



◀ 真鶴町岩海水浴場の例

横浜市海の公園の例 ▶



インフォメーション

海水浴場に「かならいんカード」を設置することができます。

- 海水浴場にも「かならいんカード」を設置することができますので、利用者の皆様に安全・安心に海水浴場を利用していただけるよう、御検討いただければ幸いです。

神奈川県

いやなの抱きつかれた
下着姿や裸の写真、動画を撮られた、送るよう要求された

性的な被害、ひとりて悩んでいますか？

水着で隠れた部分(プライバシーゾーン)を触られた
飲み物に薬を入れられ、気づいたら性行為をされていた

あなたは何も悪くありません。24時間365日相談を受け付けています。

かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター

かならいん ☎ #8891 通話無料 24時間365日 または ☎ 045-322-7379

かならいん ☎ #8891 通話無料 24時間365日

「かならいん」では、年齢・性別問わず、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方やそのご家族からのご相談をお受けしています。

NTTひかり電話からは ☎ 0120-8891-77 または ☎ 045-322-7379

男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル ☎ 045-548-5666 毎週火曜日 16:00～20:00 祝休日、年末年始は除きます

かながわ性被害相談LINE 毎週火・木・日曜日 16:00～21:00

神奈川県くらし安全交通課

～ かならいんカード ～

設置の御相談はこちら

神奈川県くらし安全交通課 横浜駐在事務所
電話 045-312-1121 (代表) 内線3431

詳しくは ▶



かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」

「かならいん」では、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方やそのご家族などからの相談に、相談員が24時間365日、秘密厳守でお応えしています。年齢・性別を問わず、匿名でも相談できます。

逗子海岸営業協同組合定款・規約

定 款	規 約
逗子海岸営業協同組合定款 第 1 章 総則 (目 的) 第 1 条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。 (名 称) 第 2 条 本組合は、逗子海岸営業協同組合と称する。 (地 区) 第 3 条 本組合の地区は、神奈川県逗子市新宿の区域とする。 (事務所の所在地) 第 4 条 本組合は、事務所を神奈川県逗子市に置く。 (公告の方法) 第 5 条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、神奈川新聞に掲載してする。ただし、解散に伴う債権者に対する公告は、官報に掲載してする。 (規 約) 第 6 条 この定款で定めるものの他、必要な事項は、規約で定める。 第 2 章 事業 (事 業) 第 7 条 本組合は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 組合員の利用する砂浜の共同利用 (2) 組合員の営業する海の家に関する共同施設の設置並びに運営管理 (3) 組合員の営業する海の家設計、建設その他の運営に関する業務の共同注文 (4) 組合員の営経済的地位の向上のためにする団体協約の締結 (5) 組合員のする各種許認可及び届出の申請の代行 (6) 逗子海岸における海の家公正かつ健全な運営のための調査研究及び自主規制基準の制定及び実施 (7) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (8) 組合員の福利厚生に関する事業 (9) 前各号の事業に附帯する事業 第 3 章 組合員 (組合員の資格) 第 8 条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。 (1) 組合の地区内で、海の家（海水浴場で海水浴客の便宜を有料で提供する施設）を営む者であること (2) 過去 10 年以内に組合を除名された者または除名された者の事業の承継者でないこと	逗子海岸営業協同組合規約 第 1 条 定款第 6 条の規定による当組合の規約を次のとおり定める。 第 2 条 組合員は和衷協同の精神により相互福祉増進を図る。 第 3 条 組合員は、組合が定めた区画の砂浜において海の家を営業する。 2 組合は特段の理由がない限り、前年度と同じ区画を組合員に割り当てる。 第 4 条 組合員は、組合が定めた区画を当該組合員以外の者に使用させてはならない。但し、組合の承認がある場合はこの限りでない。 第 5 条 組合員が、他種目の営業をするときは、事前に理事会の承認を得ることとする。ただし営業種目ごとに許可手数料を納入しなければならない。 第 6 条 組合に加入する際は、保証人 2 名を必要とし、内 1 名は逗子市在住の組合員とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に挙げる者は、組合員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。))
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申し込みがあったときは、理事会に於てその諾否を決する。

(加入者の出資払い込み及び加入金)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払い込みをしなければならない。ただし、持ち分の全部又は一部を継承することによる場合は、この限りでない。

2 前項本分の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は、総会において定める。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有するものの1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、且つ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 3年間にわたって組合の地区内で海の家を営業せず又は本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員並びに定款及び規約に定める期限までに使用料、手数料、出店申込費用の支払いを怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組

2 定款第10条による加入金は以下の計算により算出し、総会の承認を得る。

$$\frac{(\text{組合の総資産額} - \text{組合の総負債額} - \text{引当金} \cdot \text{積立金の総額} - \text{出資金の額})}{\text{出資口数}}$$

第7条 組合員は、理事会の承認を得て、その出資持分及び組合員たる地位を第三者に譲渡することができる。

(1) 譲受人は譲渡時の出資持分の時価の3割以下で、理事会において定められた金額を、譲渡手数料として組合に納入しなければならない。

(2) 譲受人について本規約第3条第2項の規定は適用されない。

第8条 組合員同士が本規約第3条により定められた区画を交換しようとするときは、第7条の規定を準用する。

2 前項にかかわらず、休業等により一時的に使用しない区画については、理事会の承認を得て、当該年度内に限り、本規約第3条により定められた区画と交換することができる。

第9条 組合員は次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自己営業店舗以外の客の呼び込み又は争奪
- (2) 組合員相互の経済的圧迫行為及び妨害行為
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行為
- (4) 法令、条例に違反する行為
- (5) 組合が海水浴場の設置者との間で協議し合意した事項に違反する行為
- (6) 組合が海浜の管理者との間で合意した事項に違反する行為
- (7) その他組合が制定した自主規制基準に違反する行

合員 (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員 (6) 海の家の営業に関する法令、条例、本組合の定款及び規約、本組合が締結した団体協約又は本組合が制定した自主規制基準に違反した組合員 (7) 届出をした連絡先について3ヶ月以上連絡がとれない組合員 (8) 平成29年1月22日以降、組合員名簿に記載された住所又は通知先に宛てて発した当組合からの通知又は催告が、3回以上継続して返戻された組合員 (9) 第8条第2項各号の一に該当する組合員 (脱退者の持分の払い戻し) 第14条 組合員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。 (使用料又は手数料) 第15条 本組合は、その行う事業について使用料、手数料又は出店申込費用を徴収することができる。 2 前項の使用料、手数料又は出店申込費用は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。 (経費の賦課) 第16条 本組合は、その行う事業の費用(使用料又は手数料を持って充てるべきものを除く。)に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。 2 前項の経費の額、その徴収の時期及びその方法その他必要な事項は、総会において定める。 (出資口数の減少) 第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりににおいてその出資口数の減少を請求することができる。 (1) 事業を休止したとき (2) 事業の一部を廃止したとき (3) その他特にやむを得ない理由があるとき 2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。 3 出資口数の減少については、第14条(脱退者の持分の払い戻し)の規定を準用する。 (組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等) 第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 氏名及び名称(法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数)及び住所又は居所 (2) 加入の年月日 (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日 2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。 3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。	為 第10条 組合は、組合員が前条に違反した疑いがあるときは、速やかに事実関係を調査し、必要に応じて次の処分を行う。 (1) 改善指導 (2) 定款第19条に規定する過怠金賦課のための理事会の招集 (3) 定款第19条に規定する営業停止処分のための理事会の招集 (4) 定款第13条に規定する除名のための理事会及び総会の招集 2 前項の調査及び処分は理事長の指名を受け常務理事が行う。 3 組合員は第1項の調査に対し、聴取に応じ、資料を提出するなど、協力しなければならない。 第11条 定款第15条の規定に基づき、配電線、水道本管及び使用料を組合員より徴収する。 2 前項の出店申込費用は、理事会において定める額を、毎年当年分を、3月18日までに支払わなければならない。 第12条 本組合は、組合員の模範となる行為を為した者、3年以上組合の役職に従事した者に対し表彰を行う。 2 表彰は毎年一回原則として通常総会に行う。ただし、該当者がいない場合はその限りでない。 3 役職員並びに組合員にて特別功労者を表彰する場合は理事会において審査のうえ総会にて決議する。ただし、特別功労者以外の表彰は理事会において審査決定する。 4 本規定の資金は特別会計(特別積立金)とする。 第13条 組合員に慶弔がある場合、下記祝儀、見舞いをする。 (1) 組合員結婚 (2) 組合員死亡 (3) 組合員の父母、配偶者死亡 第14条 海水浴客に事故あるときは常務理事会に諮り見舞金を贈ることができる。 第15条 貸船の発着場所は都度理事会で定める。 第16条 陸上及び海上の警備については官庁と連絡のうえこれを施行する。 第17条 組合納入金は、毎年度3月に営業受付け諸費、各予納金、7月に整地、建設諸資材料金。8月に指定負担金、清掃費、水道関係費、電気関係費とその他の費用とし、その都度明示した月日までに必ず納入すること。ただし、未納者は理事会にて適当な処置を諮り、3年間経過した者は定款第13条又は第19条を適用する。 第18条 組合員が組合から海岸砂地(組合の有する水道・電気設備を含む)の便益供与を受けた場合は、次のとおり使用しなければならない。 (1) 本条砂地の使用者は、当該組合員に限るものとする。
--	--

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

- (3) 資本金の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超えたとき
- (営業停止又は過怠金)**

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、理事会の議決により、海の家を営業を一定期間停止するよう命じ又は過怠金を課することができる。
この場合において、本組合は、当該理事会の会日の2日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、且つ、理事会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条に掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第20条 出資1口の金額は、100円とする。

(出資の払い込み)

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第22条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利15%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、1円未満のは数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第24条 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理事 5人以上8人以内
- (2) 監事 1人又は2人

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため

(2) 組合員は、本組合より便益供与を受けた砂浜を、組合員以外の第三者に使用させてはならない。

(3) 組合員は、本条砂地に設置する営業仮設店舗その他の施設を他に使用させてはならない。また自己に定められた砂浜区画外の営業行為、設備設置行為を行ってはならない。

(4) 組合員が特別の事情があつて本条砂地もしくは同地上の仮設店舗等の施設を第三者に使用させる場合は、年度毎に組合に届出、事前に理事会の許可を受けた上でなければ使用させることができない。

(5) 組合理事会は本条第4項の許可を求める届出があつた場合その事情の有無を調査し、原則として当該組合員の配偶者及び直系親族もしくはこれに準ずる者以外は許可しないものとし、また本項に該当する者でも暴力行為等組合の信用を失墜するおそれのあると認められる者は、絶対に許可しないものとする。

(6) 組合は、本規約に定める違反行為を監視するため調査員を委嘱することができる。組合員はその調査員の調査に協力しなければならない。

(7) 組合員が本条第1項、2項、3項、4項に違反する行為をした場合、組合は直ちにこの除去を命じ、また、調査員に非協力と認める場合を含み、これに従わない組合員に対しては定款第13条又は同第19条を適用する。

第19条 組合員は本組合の事業を妨げる行為を行ってはならない。

第20条 毎年度3月に営業受付けを行うが、やむを得ない理由により期日に間に合わない場合の最終受付け日を3月31日と定め、以後いかなる理由にても受付けを許可しないものとする。

第21条 別途理事会で定める出店基準、自主規制基準は、本規約と同一の効力を有する。本組合格約と各基準の規約が抵触する場合は本規約を優先する。

選出された役員の任期は現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員として職務を行う。

(役員の要件)

第26条 本組合の役員は、その営業する海の家その他に逗子市内に住所又は事業所を有する組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

(理事長、専務理事及び常務理事の選任及び職務)

第27条 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事、3人を常務理事とし、理事会において選任する

2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。

4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して本組合の常務を執行し、理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。

5 理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

(監事の職務)

第28条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の忠実義務)

第29条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の選挙)

第30条 役員は総会において選挙する。

2 役員の実選は、連記式無記名投票で行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときはくじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第2項の規定にかかわらず、役員の実選は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。

5 指名推選の方法により役員の実選を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があったものをもって当選人とする。

(役員報酬)

第31条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問)

第32条 本組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3 第8条第2項各号の一に該当する者は、顧問となることができない。

(参事及び会計主任)

第33条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

(職 員)

第34条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、職員となることができない。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の召集)

第35条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が召集する。

(総会招集の手続)

第36条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第37条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又はその他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる組合員の数は、4人以内とする。

(総会の議事)

第38条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の過半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第39条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第40条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第36条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第41条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 借入金残高の最高限度

(2) 1組合員に対する貸し付け（手形の割引を含む。）残高の最高限度

(3) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第 42 条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 召集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 組合員数及びその出席者数
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決件数）

(理事会の招集)

第 43 条 理事会は、理事長が召集する。

2 理事長が事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、常務理事が、理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が召集する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事は、必要があると認めるときは何時でも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を召集すべきことを請求することができる。

4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から 5 日以内に、その請求の日より 2 週間以内の日を会日とする理事会の召集通知が発せられないときは、みずから理事会を召集することができる。

(理事会召集の手続き)

第 44 条 理事会の召集は、会日の 7 日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

(理事会の議事)

第 45 条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第 46 条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第 47 条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第 48 条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録については、第 42 条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第 2 項第 5 号中「(可決、否決の別及び賛否の議決件数)」とあるのは「(可決、否決の別及び賛否の議決件数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

(委員会及び部会)

第 49 条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を業務執行機関として部会を置くことができる。

2 委員会及び部会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。 第 7 章 会計 (事業年度) 第 50 条 本組合の事業年度は、毎年 2 月 1 日に始まり、翌年 1 月 31 日に終わるものとする。 (法定利益準備金) 第 51 条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第 53 条及び第 54 条において同じ。）の 10 分の 1 以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。 2 前項の準備金は、損失のてん補にあてる場合を除いては、とりくずさない。 (資本準備金) 第 52 条 本組合は、加入金、増口金及び減資差益（第 14 条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む。）は、資本準備金として積み立てるものとする。 (特別積立金) 第 53 条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の 10 分の 1 以上を特別積立金として積み立てるものとする。 2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を越える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。 (法定繰越金) 第 54 条 本組合は、第 7 条第 1 項第 7 号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すものとする。 (配当又は繰越) 第 55 条 毎事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した額）に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第 51 条規定による法定利益準備金、第 53 条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。 (配当の方法) 第 56 条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。 2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年 1 割を越えないものとする。 3 配当金の計算については、第 23 条第 2 項（持分）の規定に準用する。 (損失金の処理) 第 57 条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。 (職員退職給与の引当) 第 58 条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充	第 22 条 定款第 49 条の規定に依る部門を下記のとおり定める。 更衣所、遊戯場、飲食店、売店、浮袋、ボート。 (1) 部長はその部を代表し、部会の決議を理事長に報告する。なお、重要なるものは書面を以って報告し、理事会の召集を要請することができる。 (2) 理事長は報告事項中重要なるものと認めたる時はこれを理事会に諮る。 (3) 部会の理事は部会を代表することができる。部長は理事会に出席し意見を述べることができる。
--	--

てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

本定款の改正は、第 39 回通常総会に於いて議決され、神奈川県指令須セ第 30 号・横須賀三浦地区行政センター第 33 号・平成元年 4 月 1 日付け改正認可

本定款の一部改正は、平成 11 年 5 月臨時総会にて議決され、神奈川県指令須商労第 32 号平成 12 年 3 月 20 日中小企業法第 51 条第 2 項の規定により認可

本定款の一部改正は、組合法改正により平成 19 年 10 月 28 日第 58 回通常総会において議決され、平成 19 年 11 月 2 日認可

本定款の一部改正は、平成 20 年 10 月 29 日第 59 回通常総会において議決され、平成 20 年 11 月 7 日認可

本定款の一部改正は、平成 26 年 3 月 13 日第 65 回通常総会において議決され、平成 26 年 4 月 21 日認可

本定款の一部改正は、平成 30 年 3 月 21 日第 69 回通常総会において議決され、平成 30 年 5 月 8 日認可

出店届兼誓約書

私は逗子海岸営業協同組合地内における出店に関しまして、次の事項を遵守し、明るく健全な海水浴場達成のため努めることを誓約します。誓約内容に違反する行為を行った場合、組合定款13条及び19条を適用し組合員の資格を剥奪され、除名処分を受けても一切異議のないことを誓約します。

1. 逗子海水浴場出店基準を遵守し、営業種目である _____ 業に専念し、許可を受けたもの以外の営業は一切行いません。
2. 出店許可満了日までに、全ての施設を撤去し、原状に回復します。
3. 出店に際しては、法令及び条例規則ルール並びに組合定款・規約を遵守し、組合員として良識ある態度で営業を行い、組合及び海水浴場設置者である逗子市長に迷惑のかかることはいたしません。
4. 神奈川県及び逗子市の指導に従います。
5. 逗子海水浴場の運営に関する検討会で決定した逗子海水浴場ルールを厳守します。

平成 年 月 日

出店人 住 所

氏 名 ㊞

電話番号

生年月日 年 月 日

上記出店人は、組合規約に基づく諸手続きを完了し、並びに保証人による保証のある組合加入者であることを証します。

逗子海岸営業協同組合 代表理事 菊池 千春 ㊞

逗子海水浴場設置者 逗子市長 様

海の家 ルール違反確認書

日 時	月 日 時 分
違反した 海の家の名前	
違反内容 ※該当する項目に○	【入れ墨・タトゥー／音楽／営業時間／酒類／その他】
違反内容 詳細記入欄	
違反確認者 押印・サイン欄	